

請願第2号 「18歳未満の子どもに関わる均等割」の軽減措置を求める請願

目次	ページ
1 国民健康保険税の税率等について -----	1
2 特別事情(20歳未満の被保険者が多いこと等による財政影響 があること)に係る特別調整交付金について -----	2

市民健康部

平成31年3月

1 国民健康保険税の税率等について

(1) 長崎市の国民健康保険税の積算内訳(1世帯当たり)

納税義務者(世帯主)に賦課される国民健康保険税額は、各世帯内の国保被保険者ごとに下表のとおり算定される。

	基礎分	後期高齢者 支援金等分	介護納付金分 (40歳以上65歳未満)	合計	
所得割	課税標準額 × 8.1%	課税標準額 × 3.0%	課税標準額 × 2.3%	—	
均等割 (個人)	24,800円	9,500円	40歳～64歳	8,700円	43,000円
			上記以外	0円	34,300円
平等割 (世帯)	18,400円	6,900円	4,900円	30,200円	

注1 課税標準額は、個人ごとに総所得金額から基礎控除額33万円を控除した金額

(2) 低所得者世帯の軽減制度

所得が一定以下の世帯については、税負担を軽くするため、世帯主及びその世帯の被保険者等の前年中の所得の合計額が下表の軽減基準額に該当すると、均等割額及び平等割額が減額される。

	軽減基準額
7割軽減	世帯所得33万円以下
5割軽減	世帯所得33万円 + (27.5万円 × 被保険者数等) 以下
2割軽減	世帯所得33万円 + (50万円 × 被保険者数等) 以下

注1 5割軽減基準の27.5万円は、平成31年度から28万円に引き上げ予定

注2 2割軽減基準の50万円は、平成31年度から51万円に引き上げ予定

注3 被保険者数等には、特定同一世帯所属者(国保から後期高齢者医療に移行したことにより、国保の被保険者でなくなった者)を含む

2 特別事情（20歳未満の被保険者が多いこと等による財政影響があること）に係る特別調整交付金について

県単位化施行前 (平成 29 年度まで)	県単位化施行後 (平成 30 年度～)
<p>(1) 交付要件</p> <p>市町村における 20 歳未満の被保険者の加入率が全国平均を上回っており、かつ、被保険者一人当たり基準総所得金額が大幅に低いこと。</p> <p>(2) 交付対象 <u>市町村</u></p> <p>(3) 交付基準額</p> <p>全国平均を超える子どもの数×全国平均の 1 人当たり応能保険料</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p>交付要件（加入率）を満たさないため、<u>長崎市には未交付</u></p> </div>	<p>(1) 交付要件</p> <p>①都道府県内の市町村における 20 歳未満の被保険者の加入率が全国平均を上回っており、かつ、被保険者一人当たり基準総所得金額が大幅に低いこと。</p> <p>②都道府県内の市町村に 20 歳未満の被保険者がいること。ただし、①において財政支援の対象となっている被保険者数を除く。</p> <p>(2) 交付対象 <u>都道府県</u></p> <p>(3) 交付基準額 ①及び②の合算額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調整基準額① <li style="padding-left: 20px;">= 全国平均を超える子どもの数×全国平均の 1 人当たり応能保険料 ・調整基準額② <li style="padding-left: 20px;">= (20 歳未満の被保険者数－①による全国平均を超える子どもの数) × 全国平均の 1 人当たり応能保険料 × 補助率 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p>新たな交付要件②により、<u>長崎市にも交付予定</u> (長崎県が国から全市町分の交付を受けた後に各市町に再配分)</p> </div>

【※参考】調整交付金は、都道府県及び当該都道府県内の市町村の財政状況その他の事情に応じた財政の調整を行うための制度であり、普通調整交付金と特別調整交付金がある。

- 普通調整交付金・・・都道府県間における財政力の不均衡を調整するために交付される交付金
- 特別調整交付金・・・画一的な財政力の算定方法によっては措置できない都道府県及び市町村間の特別な事情を考慮して交付される交付金